

社 保の栞

救急搬送患者地域連携紹介加算・受入加算の届出について

事務連絡

平成26年12月10日

中国四国厚生局指導監査課長

「疑義解釈の送付について(その10)」(平成26年10月10日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡)により、当該加算を算定する紹介元または受入先の保険医療機関が改めて示されたところです。

つきましては、連携保険医療機関に変更が生じる場合や連携保険医療機関が無くなる場合等は、速やかに中国四国厚生局指導監査課へ施設基準の届出(変更・辞退)を行っていただくよう、貴会会員に対してご周知いただきますようお願いいたします。

なお、届出様式は、当局ウェブサイトに掲出しておりますので、ご利用ください。

(URL: http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/chugokushikoku/shinsei/shido_kansa/shitei_kijun/h26/kihon_shinryo.html)

※本誌10月25日号附録 疑義解釈の送付について(その10) 問1抜粋

平成26年10月10日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡

【救急搬送患者地域連携紹介加算・受入加算】

(問1) 救急搬送患者地域連携紹介加算及び受入加算について、二次救急医療機関同士・三次救急医療機関同士でも算定可能か。

(答) 救急搬送患者地域連携紹介加算及び受入加算は、高次の救急医療機関に緊急入院した患者について、他の保険医療機関でも対応可能な場合に、他の保険医療機関が当該患者の転院を速やかに受け入れることで、高次の救急医療機関の負担軽減及び緊急入院の受け入れが円滑になるような地域における連携を評価したものであり、二次救急医療機関同士、三次救急医療機関同士においては、当該加算を算定することはできない。

【問合せ・届出先】 〒730-0012 広島市中区上八丁堀6番30号
広島合同庁舎4号館2階 中国四国厚生局指導監査課
TEL: 082-223-8209